

令和7年分 譲渡所得の申告のしかた

(土地や建物をお売りになった場合)

- 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)まで**です。
なお、還付申告書は、令和8年2月13日(金)以前でも提出できます。
- 令和7年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和8年3月16日(月)**です。
- ※ 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

確定申告書等作成コーナーで申告書を作成・e-Taxで送信!

＼ メリット たくさん ／



自宅から
申告可能



24時間
利用可能



受信通知から
いつでも内容確認



添付書類
提出不要



早期還付
(3週間程度で還付)

※メンテナンス時間を除きます

※一部の書類を除きます
イメージデータによる提出も可能

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

有効期限を過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。特に、確定申告期は、更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。

有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁公式note」をご確認ください。



▷デジタル庁公式note

譲渡所得の申告は スマホ作成 × e-Tax提出 がおすすめ!



確定申告書の作成がスマホで簡単にできます

✓ 質問形式で入力内容を案内

✓ 選択可能な特例の自動表示



申告書の提出は、e-Taxによる送信のほか、郵便や信書便により、住所地等の所轄税務署又は業務センターへの送付により行うことができます。申告書の送付先については、国税庁ホームページでご確認ください。

▷送付先を調べる

郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が**申告期限内**となるよう、お早めにご送付ください。



なお、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。

詳しくは、「**令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き**」の1ページをご覧ください。



確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください！

税務職員ふたば

確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ**税務相談チャットボット**の「税務職員ふたば」にご相談ください。

▷ご相談はこちら

お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、AI（人工知能）を活用して自動で回答を表示します。

